

加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事の事業認定に係る
宮城県事業認定審議会の議事要旨

- 1 開催日 平成23年度第1回 平成23年4月18日（月）
平成23年度第2回 平成23年5月18日（水）
平成23年度第3回 平成23年6月 9日（木）
平成23年度第4回 平成23年7月 8日（金）
- 2 場所 宮城県本町分庁舎6階602会議室（第1回）
宮城県行政庁舎8階収用委員会室（第2回、第3回及び第4回）
- 3 審議事項 加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事に係る事業の認定に関する処分について

4 会議を非公開とした理由

平成23年4月18日に開催した平成23年度第1回宮城県事業認定審議会において、上記審議事項に係る会議は情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第19条第2号に該当することから会議を非公開とすることが決定されたため。

5 議事要旨

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第25条の2第2項の規定により、宮城県知事から付議された加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事について、審議の結果、賛成多数により下記の附帯意見を付して「法第20条の規定に基づき事業の認定をすとの宮城県知事の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

なお、附帯意見以外の主な意見は、別紙のとおりであった。

記

（答申書の附帯意見）

（1）事業効果の明瞭化について

事業認定審議会（以下「審議会」という。）の役割は、諮問事案について、事業認定申請書などの提供された資料に基づいて、多様な分野の専門家による議論を通じて、事業認定における公益性に関する専門的かつ総合的な意見を事業認定庁に提言することであると考えます。

したがって、審議会において事業の公益性が議論しやすくなるよう、事業認定申請書は事業効果を可能な限り具体的な表現にするなど起業者に対して指導することを望みます。

（2）審議会の議論の有効活用について

審議会での議論の中で出された主な意見については、今後の事業推進に寄与することができるよう、起業者に伝達されるよう配慮願います。

別紙

附帯意見以外の主な意見

- 1 事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること（法第20条第3号）に関して
 - (1) 「町の将来像」を実現するための各種施策の着実な推進
起業者が目指す「町の将来像」の実現のため、「人口定住促進」, 「企業誘致」, 「既存商店街等の活性化」, 「公共施設の整備」など多種多様な取組を引き続き進めるべきと考える。
 - (2) 起業地周辺の土地利用
起業地周辺は企業誘致計画地域に近接し, 都市計画道路「町道田川平柳線」の整備も予定されていることから, 沿道の環境や景観を守り, 良好な地区環境を形成できるよう適切な沿道の土地利用を図るべきと考える。
 - (3) 起業地及び起業地周辺の環境対策
 - イ 生物多様性の保全に配慮した緑化
本件事業により建設される庁舎敷地内の緑化に当たっては, 生物多様性に配慮した地域のコナラ林構成種等の樹種や地域産樹木（宮城県産等）の活用に努め, 起業地及び起業地周辺の景観や環境が変化することを十分認識した上で緑化を進めるべきと考える。
 - ロ 起業地周辺を含めた地区全体の環境に対する影響緩和（ミティゲーション）
起業地内に生息が確認された重要種（環境省レッドリスト又は宮城県レッドデータブックで指定された種）については, 企業誘致計画地域に近接している起業地周辺にも生息が確認されていることから, 企業の進出状況等により矢越地区全体における環境保全策も今後検討すべきと考える。
 - (4) 地盤対策
本件事業により建設される新庁舎は災害時の防災拠点として位置づけられることから, 起業地の造成に当たっては, 液状化現象への対策を含め, 地盤対策について配慮すべきと考える。
 - (5) 安全安心に移動できる交通環境の確保
国道347号, 457号などの国県道を補完する幹線町道や日常生活にかかわりの深い生活関連道路については, だれもが安全安心に移動できる交通環境を維持すべきと考える。
- 2 住民との協働に関して
公聴会の記録等によると, 「町政に対する意見」もみられたことから, 今後の事業推進にあつては, 引き続き住民の理解を得ながら事業の運営を図るべきと考える。